

## 愛知県環境影響評価審査会春日井土地区画整理部会会議録

### 1 日時

平成18年5月9日(火)

午後1時30分から午後2時15分まで

### 2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

### 3 議事

- (1) 春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書に係る部会報告について
- (2) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

永瀬部会長、岡本委員、黒田委員、大東委員、武田委員、堀越委員  
(以上6名)

#### (2) 事務局(愛知県)

(環境部) 岩淵技監

(環境活動推進課) 山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、  
藤田技師、関本技師

(大気環境課) 近藤主査、鈴木技師

(水地盤環境課) 吉田技師

(自然環境課) 高橋技師

(資源循環推進課) 渡辺技師

#### (3) 事業者

(愛知県建設部都市整備課)

高野課長補佐、片山主査、林主査

(春日井市建設部都市整備課)

荒川主幹、小林副主幹、瀧主査 他2名

### 5 傍聴人等

傍聴人3名、報道関係者1名

## 6 会議内容

### (1) 開会

### (2) 議事

ア 春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書に係る部会報告について

- ・ 会議録の署名について永瀬部会長が、大東委員と武田委員を指名した。
- ・ 春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書に係る部会報告案について、事務局が説明した。

### < 質疑応答 >

【永瀬部会長】 部会報告案の1(3)に、「JR中央線の近傍及び幹線道路の沿道の一部が住宅地としての土地利用が計画され」とあるが、本事業ではかなりの部分が住宅地にするはずである。「一部」とはどんな意味か。

【事務局】 準備書11ページの図にあるように、幹線道路の沿道は、浄化センターや工業地、商業地などとされている部分もあり、幹線道路の沿道全てが住宅地ではないため。

【永瀬部会長】 鉄道騒音や排気ガスの影響に対しての環境配慮ということか。

【事務局】 そのとおりである。現時点で配慮されているとは思いますが、準備書では明らかにされていなかったため、評価書には記載していただきたいということ。

【武田委員】 盛土用の土についての配慮はなされているのか。また、使用する土についてチェックするプロセスはあるのか。

【事務局】 春日井市の公共残土を用いる予定であり、土壌環境基準に適しているかチェックをした上で使用することになっている。また、工場跡地などのものを使う場合は、他の法令で使用する土についての検査が義務付けられていること、県としても分析及び報告を求めていることから問題はないと思われる。

【大東委員】 水田は基本的に埋め立てるということであるが、地盤沈下の問題が出てこないように、使用する土についてチェックしておいたほうがいいと思う。

【武田委員】 パンフレットに「搬入する盛土材については、土壌分析

を行い、その安全性を確保します」と明記されており、そのとおりやっていたら問題はないと思う。

【大東委員】 この地域は何回も氾濫してきており、そこに田畑を作っているのも、かなり軟弱な基礎なのではないか。造成する際の注意事項として明記できればいいのではないか。

【事務局】 田畑の表土は撤去し、公共残土をいれる予定である。また、こういった場所であることを明らかにすることについては、事業者の責任において注意喚起すべきことである。

【事業者】 土地区画整理事業において、水田に盛土をしての造成ということは一般的に行われていることである。今回も水田の耕作土（表土）の部分は撤去して、山土を持ってきて埋め立てることとしており、特に問題はないものと思われる。

【大東委員】 谷地形のように、一部分だけ沈下を起こすところがある。この地域は、庄内川と内津川に挟まれたところであり、削られ溜まりを繰り返してできたはずなので、何かの時点で地盤についてチェックしておいたほうがいいのではないか。

【事務局】 ボーリング調査の結果では、n値が1から5と、確かに強度があまりないところもあったが、60年程前から地元に住んでいる方に聞いても、地盤が悪くて家屋が傾いたという話はない。なお、表土については有害なものが入らないよう、また軟弱な土でないよう、事前に事業者がしっかりチェックすると思われる。なお、これは環境影響評価ではなく、造成の際の事業者の責任である。

【堀越委員】 部会報告案の1(3)について、「環境の配慮の内容を明らかにすること」とはどんなことを想定しているのか。また、どのような形で明らかにするのか。

【事務局】 例えば、幹線道路沿いには住宅専用地ではなく、商業地にするなど、土地利用を計画するに当たって内部で検討した環境配慮の内容を、評価書に記載することにより表に出していくということである。

【武田委員】 生物多様性の保全から、具体的には猛禽類の保全について広域的に生息していてその一部分を一時的に餌場として利用していることがわかっている場合、例えば春日井市全体の都市計画として、また名古屋市と協議して都市計画的な面から、広域的な自然環境の保全を考えるようにもと

れる。環境配慮という言葉に期待してしまうが、どうなのか。

【事務局】 この地域全体の自然環境の保全については非常に重要なことではあるが、この場では、この事業を行うに当たっての配慮ということをお願いしたい。

なお、別途、県として自然環境、生物多様性の保全のあり方について、環境審に諮問し、現在検討しているところであり、あり方も含めて対応していきたいと考えているのでよろしくをお願いしたい。

【武田委員】 それぞれの事業者に生物多様性について念頭においてもらわないと、野生生物の生息環境が守れなくなってしまう。

【事務局】 準備書15ページの2番にも、生物多様性の確保と書かれているが、広域的ということは書いておらず、これだけでは十分ではないということで、さらに記載していただきたいと考えている。

【岡本委員】 準備書346ページの社寺樹の保全に関して、個人の庭に生育する保存樹については「可能な限り換地による保存を図る計画」とあるが具体的にはどうするのか。

【事務局】 まだ換地の計画については決まっていないが、保存樹のある場所は、できる限り保留地にしないという考えである。

【岡本委員】 区画整理といえば、一般的に道路をまっすぐに通すために邪魔ものは排除するというイメージがあり、345ページの地図をみると保存樹は多数あるようだが、対応は可能なのか。保存樹があるために計画を変更しうるのか。また、どれくらいのものを残そうとしているのか。

【事業者】 現時点では保全する樹木の数について具体的な数値目標は言えないが、できる限り保存樹を残す方向で検討している。基本的に、区画整理という事業は大きなエリアで見れば、整地して道路をまっすぐ通すものであるが、区域内の道路についてまでは未定であるため、可能な限り保存樹を避けるようにしていきたい。また、経費の面からも、現存の土地や道路を可能な限り残していく方向である。

【大東委員】 部会報告案の共通事項の3に際して、田んぼを造成して下水処理をするようになるのだが、田んぼはバッファの役割があって調整して川に流しており、代わりに調整池を造るのであるが、技術計算の結果等、周辺の住民に対して

わかりやすい形で示しておかないと、造成したために氾濫したと思われかねないのではないか。

【事務局】 準備書には調整池の容量は記載されていないが、30年に1度の豪雨に対応できるものを造成する計画になっている。

【永瀬部会長】 他に御意見、御質問等はあるか。

いくつか意見は出てきたが、案について修正等を要する意見はなさそうなので、このまま部会報告としたいと思うが、よろしいか。

〔意義なしの声〕

【永瀬部会長】 それでは、委員の方々から意義なしとのご承認をいただいたので、部会報告案をそのまま部会報告として審査会へ報告する。

イ その他

- ・ 次回の審査会開催のスケジュールについて、事務局から説明があった。

(3) 閉会